

概要(実績評価書のポイント)

施策目標Ⅱ-2-1

安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

確認すべき主な事項（実績評価書）

測定指標について

1

各測定指標の目標達成状況の判断は適切か。

（注1）当該年度の実績値が集計中の場合は、過年度の実績値の推移や当該年度の実績値の速報値等から合理的に達成状況を判断する。

有効性の評価について

2

目標未達となった指標について、その要因が記載されているか。

3

目標を大幅に超過して達成した指標について、その要因が記載されているか。また、当初設定した目標値は妥当であったか。

4

外部要因等の影響について、適切に分析されているか。

効率性の評価について

5

目標未達となった指標に関連する事業の執行額の推移や実施方法は妥当であったか。

（注2）複数年度にわたり、目標未達が続いている場合には、当該指標に関連する予算額や実施方法に何らかの見直しが必要か。

6

施策目標全体としての執行率が低調な場合には、その理由と改善方策は記載されているか。

7

目標値を達成していることにより、直ちに効率的に施策が実施されているとは言えず、同水準のアウトプット又はアウトカムを達成する上で、効率的な手段で実施されたかについて説明が記載されているか。

現状分析について

8

各測定指標の達成状況、有効性及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標の進捗状況の評価結果や今後の課題は記載されているか。

次期目標等への反映の方向性（施策及び測定指標の見直し）について

9

目標未達となった指標について、今後の具体的な改善策が記載されているか。

10

過年度の実績値の推移等から、既に役割を終えたと判断される測定指標はあるか。該当がある場合には、新たな測定指標をどうするか。

11

現状分析で記載した課題等に対応して、どのように対応していくのか。また、新たに測定指標等の設定の必要があるか。

12

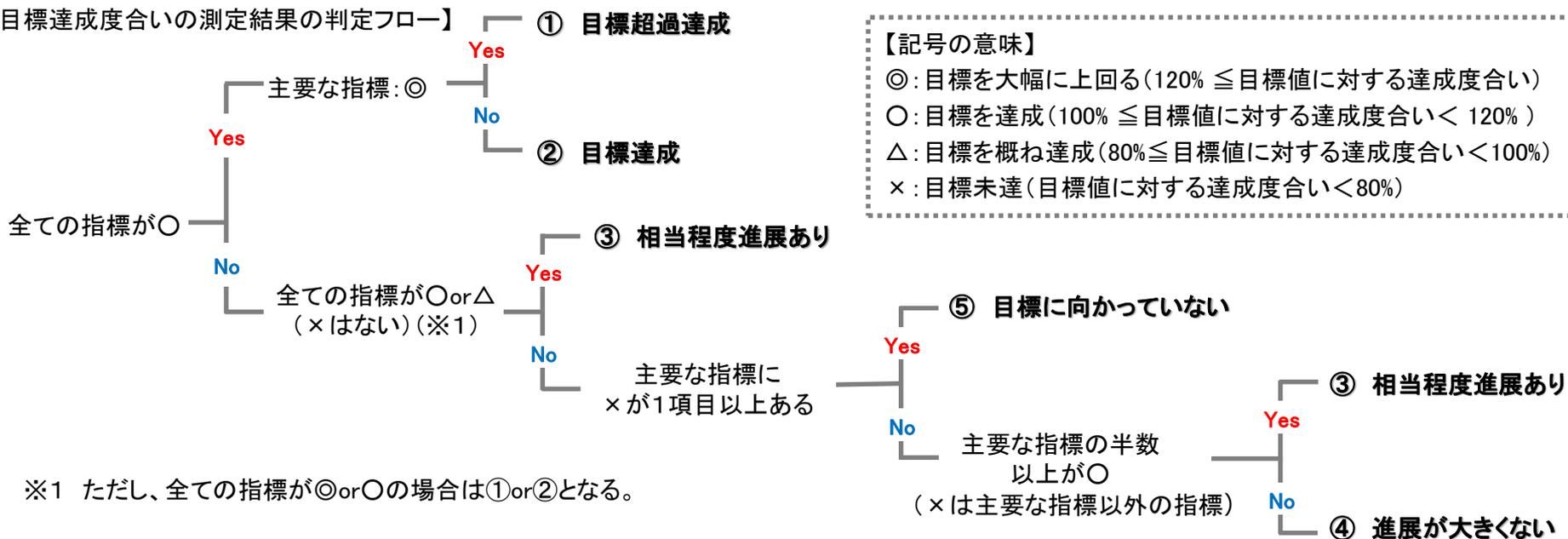
各指標の目標値の設定水準は、同様の考え方や水準を維持してよいか。

厚生労働省における施策目標の評価区分（目標達成度合いの測定結果）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

各行政機関共通区分	要件
①目標超過達成	全ての測定指標の達成状況欄が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回るもの
②目標達成	全ての測定指標の達成状況が「○」で、かつ主要な指標が目標を大幅に上回っていないもの
③相当程度進展あり	<ul style="list-style-type: none"> 全ての測定指標の達成状況が「○」又は「△」（①もしくは②に該当する場合を除く）、もしくは、 主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となったが、主要な測定指標の半数以上が「○」で、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要せずに目標達成が可能であるもの
④進展が大きくない	主要な測定指標以外の一部の測定指標の達成状況が「×」となり、かつ主要な測定指標の達成状況の「○」が半数未満で、現行の取組を継続した場合、目標達成に相当な期間を要すると考えられるもの
⑤目標に向かっていない	主要な測定指標の達成状況の全部又は一部が「×」となり、施策としても目標達成に向けて進展していたとは認められず、現行の取組を継続しても目標を達成する見込みがないもの

【目標達成度合いの測定結果の判定フロー】



【記号の意味】

- ◎: 目標を大幅に上回る (120% ≤ 目標値に対する達成度合い)
- : 目標を達成 (100% ≤ 目標値に対する達成度合い < 120%)
- △: 目標を概ね達成 (80% ≤ 目標値に対する達成度合い < 100%)
- ×: 目標未達 (目標値に対する達成度合い < 80%)

※1 ただし、全ての指標が◎or○の場合は①or②となる。

厚生労働省における施策目標の評価区分（総合判定）

○ 厚生労働省における政策評価実施要領 別紙1-4 実績評価書様式の記載要領

【総合判定の区分】

総合判定区分		要件
A	目標達成	測定結果が①又は②に区分されるもの
		測定結果が③に区分されるもので、その他外部要因等を加えて総合的に判断し、目標を達成していると判断できるもの
B	達成に向けて進展あり	測定結果が③に区分されるもの（「目標達成」と判定されたものを除く。）
		測定結果が④に区分されるもの
C	達成に向けて進展がない	測定結果が⑤に区分されるもの

（参考1）主要な指標の選定要件

- 達成目標ごとに1つ以上主要な指標を選定しなければならない。
- 主要な指標の選定基準は、以下のいずれかに当てはまると料される指標から選定する。
 - ① 当該指標の達成に向けて、多くの予算・人員等が投入されているもの
 - ② 当該指標について、国民の関心が高く行政上も課題となったもの
 - ③ その他、目標達成に向けて重要性が高いと判断するもの

（参考2）参考指標

- 当該施策目標の実績評価に当たって、達成すべき水準（目標値）を定める測定指標としては適さないが、施策の実施状況や、施策を取り巻く状況の変化を把握するために有益であると思われる指標。

（参考3）有効性の評価、効率性の評価、現状分析

有効性の評価

- 目標を達成している場合には、主として施策のどのような点が有効性を高めるのに寄与したのかを分析・説明する。
- 目標を達成できなかった場合には、その理由として以下の①～④等の観点から要因を分析・説明する。
 - ① 目標数値の水準設定の妥当性
 - ② 事前の想定と施策実施時期における客観情勢の乖離
 - ③ 施策の具体的な仕組上の問題点
 - ④ 予算執行面における問題点

効率性の評価

- アウトプットに対してインプットが適切なものになっているか（コストパフォーマンスの観点）の分析。
- 事前に想定した政策効果が得られたとしても、それに要するコスト（予算執行額や要した時間など行政として投入した全ての資源）が課題であれば、効率性は低いと評価され、改善が必要となる。

現状分析

- 有効性の評価及び効率性の評価の結果を踏まえ、施策目標についての総合的な評価や明らかになった課題を記載する。

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅱ-2-1）

基本目標Ⅱ：安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること

施策大目標2：安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

施策目標1：安全で質が高く災害に強い持続的な水道を確保すること

現状（背景）

1. 水道水の安全性の一層の確保

- ① 全国的な水道普及率は98.1%。
- ② WHOは、水源から給水栓に至る各段階で危害評価を危機管理を行う、統合的な水質管理を実現する手段として、「水安全計画」の策定を提唱。
- ③ 厚生労働省でも、「水安全計画作成支援ツール簡易版」の公表等の取組を実施。

課題1

水安全計画の策定率は、R3年3月末時点で、全事業者で24.8%にとどまっている。

達成目標1 **水の安全性の確保**

2. 老朽化の進行と耐震化の遅れ

- ・ 耐用年数を超えた水道管路の割合が年々上昇中（R元年度：19.1%）。
- ・ 更新率（管路総延長に対してその年で更新された延長の割合）は、R元年度は0.67%に留まり、更新延長は約5千km。

課題2

- ① 大規模災害時に断水が長期化するリスク。
- ② 全管路延長約73万kmに占める法定耐用年数を超えた延長約14万kmを20年間（R2年～21年度）で更新する必要。ただし、R元年度末時点で20年を経過している管路が約33万kmあることを踏まえると、毎年度1万km、更新率1.3%の更新が必要。
- ③ 水道基幹管路の耐震適合率は事業者間・地域間でも大きな差があり、全体として底上げが必要。
- ④ 中小企業事業者を中心に、耐震化計画策定率が低く、策定率の向上が必要。

達成目標2 **災害に強い水道の確保**

- 4 地域水道ビジョンの策定状況（アウトプット）
- 5 **基幹管路の耐震適合率（アウトカム）**

10 地方公共団体における今後の経営のあり方の検討（運営権制度に加え、広域化や多様な民活手法の活用を含む）を促した件数（アウトカム）

3. 水道事業者の経営基盤

- ・ 水道事業は主に市町村単位で経営されており、全国に約4,300の水道事業が存在。
- ・ このうち約71%が給水人口0.5万人未満の事業者で、これらの事業者の平均職員数は2～3人と、小規模で職員数が少ない水道事業者が非常に多い。
- ・ 約2分の1の上水道事業者で、給水原価が供給単価を上回っており（原価割れ）、小規模な水道事業者ほどその傾向が強く、計画的な更新のために必要な資金を十分確保できていない事業者も多い。

課題3

- ① 市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するための方針や当面の具体的取組の内容等を定める「水道広域化推進プラン」の策定による、水道広域化の更なる推進
（参考）R3年度末時点の策定状況
策定済：5府県、策定中：42都道府県
- ② 広域連携や官民連携の推進の前提として、水道事業者のアセットマネジメント実施率向上等

達成目標3 **水道事業の持続性の確保**

6 地域水道ビジョンの策定状況（アウトプット）

- 7 広域連携に取り組むこととした市町村数（アウトプット）
- 8 デジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ水道広域化推進プランを策定した都道府県数（アウトカム）
- 9 水道情報活用システム等を活用し、台帳データの整備を実施する水道事業者等の割合（アウトカム）

【測定指標】太字・下線が主要な指標

- 1 地域水道ビジョンの策定状況（アウトプット）
- 2 **水質基準適合率（アウトカム）**
- 3 水安全計画策定率（アウトカム）

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅱ-2-1）

総合判定

赤字は主要な指標

【達成目標1】水の安全性の確保

指標1:(△)(R2年度までの推移)

指標2:(○)(R元年度までの推移)

指標3:(△)(R2年度までの推移)

【達成目標2】災害に強い水道の確保

指標4:(△)(R2年度までの推移)

指標5:(△)(R2年度までの推移)

【達成目標3】水道事業の持続性の確保

指標6:(△)(R2年度までの推移)

指標7:(○)(R2年度実績>R3年度目標)

指標8:×(目標達成率65%)

指標9:(○)(R2年度までの推移)

指標10:◎(目標達成率130%)

【目標達成度合いの測定結果】

④(進展が大きくない)

【総合判定】

B(達成に向けて進展あり)

(判定理由)

- ・ 主要な指標以外の一部の指標(指標8)の達成状況が「×」
- ・ 主要な指標(指標2、指標5及び指標6)の達成状況の「○」が半数未満(指標2のみであるため、3指標のうち1指標)
- ・ 以上より、判定ルールに則り、④(進展が大きくない)、B(達成に向けて進展あり)と判断した。

施策の分析(有効性の評価)

【達成目標1】水の安全性の確保

- ・ 達成目標1の主要な指標である**指標2(水質基準適合率)**は、H27年度～R元年度まで毎年度100%維持しており、水の安全性は確保されている。
- ・ 水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理をする手段として、WHOが提唱している「**水安全計画**」の策定を推奨しているが、**指標3(水安全計画の策定率)**は目標値である50%にやや届かない(R2年度:42.9%)状況。
- ・ 水安全計画の策定率がやや停滞している要因としては、水道事業者は中小規模の事業者が多くを占める中で、人手不足、他の検討事項を先行、認知不足、策定手順の複雑さなどから、リスク把握や計画策定の負担感が大きいためであると考えられる。

【達成目標2】災害に強い水道の確保

- ・ **指標5(基幹管路の耐震適合率)**は、R2年度時点で40.7%(前年度比0.2%減)で、依然として十分に耐震化が進んでいない状況。
- ・ 広域連携の推進により簡易水道事業が統合されたことなどに伴い、耐震適合性のない管路の増加が影響し、対前年度での耐震適合率が低下。

【達成目標3】水道事業の持続性の確保

(地域水道ビジョンの策定)指標1、指標4、指標6

- ・ 水道事業者等が自らの水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)を作成し、自らのビジョンに基づく取組を進めることは、①安全な水の供給、②災害に強い水道、③水道事業の持続性のいずれにも資するため、ビジョンの作成を奨励している。
- ・ **水道事業ビジョン(地域水道ビジョン)**の策定割合は上昇傾向にあり、直近実績値(R2年度:83.6%)では80%台まで達していることから、①～③に寄与しているが、未だにビジョンを作成していない水道事業者等も15%程度存在。

(広域連携等)指標7、指標10

- ・ 各都道府県に対しR4年度末までに水道広域化推進プランの策定を要請、**広域連携に取り組むこととした市町村はR2年度時点でR4年度目標の99%**。
- ・ 広域連携には、様々な形態があるが、指標10から地域の実情に応じた経営のあり方の検討が進んでいると判断できる。

(システム共同化を含むデジタル化の推進)指標8

- ・ システム共同化を含むデジタル化の推進を含む水道広域化推進プランについて**策定済は5団体、現在策定中が42団体**。

(水道情報活用システム等を活用した台帳データの整備)指標9

- ・ **システム等を活用した台帳データの整備を行う水道事業者等割合は、増加傾向にあり、現状の増加ペースの維持で、R7年度に目標達成見込み。** 5

【概要】令和3年度の実績評価書（施策目標Ⅱ-2-1）

施策の分析(効率性の評価)

- ・ 水道施設整備に係る予算は、**地方自治体の厳しい財政状況や入札不調等により、計画通りの執行とならない事例があり、執行率が低水準となっている一方で、翌年度に予算を繰り越して執行する場合も多い。事業者からのニーズの高い対策を支援する等、執行率の改善に取り組んでいる。**

施策の分析(現状分析)

【達成目標1】水の安全性の確保

- ・ 最新の科学的知見に照らし水質基準を逐次見直すとともに、**今後も水質基準適合率100%を堅持していく。**
- ・ 中小規模の水道事業者等向けに、「水安全計画作成支援ツール簡易版」を開発・公表等の**水安全計画の策定促進の取組を継続。**

【達成目標2】災害に強い水道の確保

- ・ **水道施設の耐震化状況は事業者間で大きな差があり、特に中小水道事業者の耐震化状況が低く、底上げが必要。**
- ・ 水道事業者等がそれぞれの状況に応じて、計画的に耐震化対策を進める上で活用できるよう、「水道の耐震化計画等作成指針」を取りまとめるとともに、「水道の耐震化計画策定指針・資料編」、「水道の耐震化計画策定ツールの解説と計画事例」、「水道の耐震化計画策定ツール(簡易ソフト)」等を提供しており、こうした**事業者の計画策定の支援を継続する。**

【達成目標3】水道事業の持続性の確保

(地域水道ビジョンの策定) 都道府県を通じて、未策定の水道事業者等への周知・要請を行う。

(広域連携等) **都道府県に対しR4年度末までの「水道広域化推進プラン」の策定を要請**を行う(R3年度末時点で、策定済5団体、策定中42団体)。

(システム共同化を含むデジタル化の推進)

- ・ **水道情報活用システムを導入した業務効率化や管理の高度化を目指す水道事業者等への財政支援を行ってきたが、策定済の5団体のほか、策定中の42団体も、システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ「水道広域化推進プラン」を策定予定。**

(水道情報活用システム等を活用した台帳データの整備)

- ・ **R4年10月から水道施設台帳の作成・保管が義務化**されることにあわせて、その電子化に努めるよう推奨しており、**管路の情報管理にマッピングシステム管理を整備している水道事業者等は約90%(R2年度末)だが、給水人口が少ない事業者ほど、マッピングシステム管理が遅れている状況。**

次期目標等への反映の方向性(施策及び測定指標の見直しについて)

【達成目標1】水の安全性の確保

- ・ 引き続き水質基準適合率100%維持。
- ・ 水安全計画策定率が早期に50%になるよう未策定の水道事業者等への支援を行っていく。

【達成目標2】災害に強い水道の確保

- ・ 基幹管路の耐震適合率をR7年度末までに54%、R10年度末までに60%以上にするため、耐震化のペースを約2,000km/年に加速した状態を維持するとともに、浄水場・排水管の耐震化率をR7年度末までにそれぞれ41%、70%以上に引き上げる。

【達成目標3】水道事業の持続性の確保

(広域連携等) 水道広域化推進プランのR4年度末までの策定・公表。

- ・ 指標10はR3年度に目標値を達成したことから、指標の削除を含め検

(システム共同化を含むデジタル化の推進)

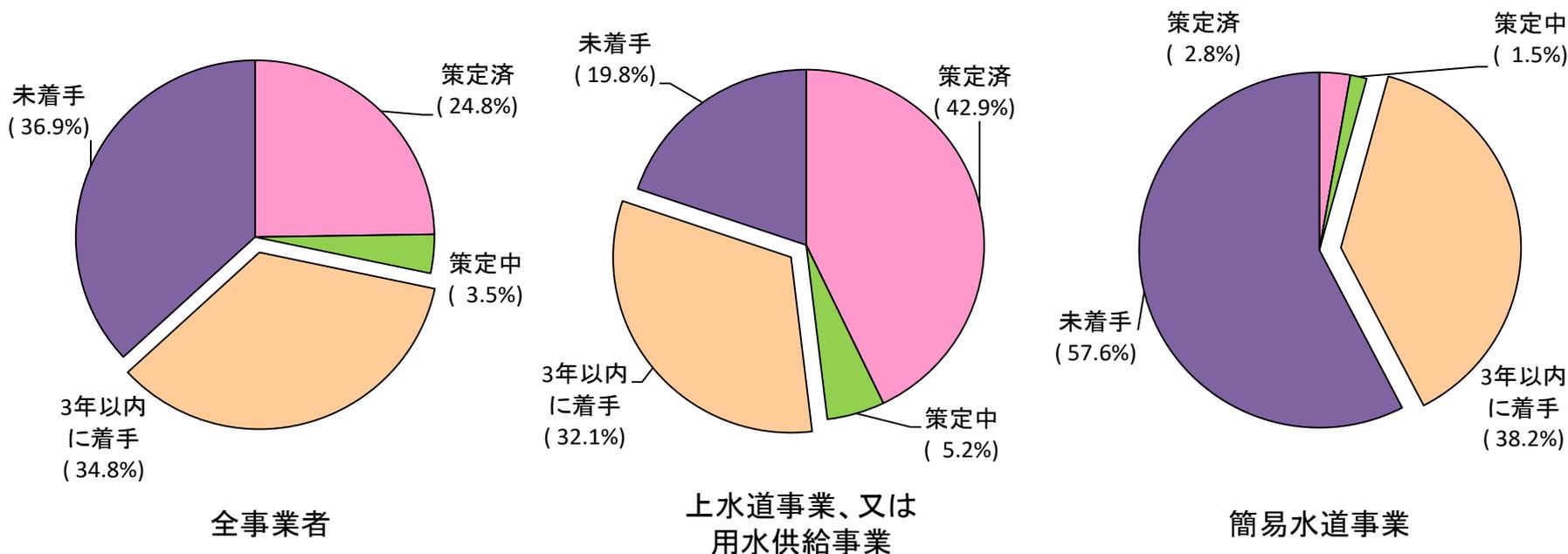
- ・ デジタル化の推進に関する事項が水道広域化推進プランに盛り込まれるよう、同プラン策定に係る財政支援、都道府県の進捗状況のフォローアップ等を実施。

(水道情報活用システム等を活用した台帳データの整備)

- ・ R7年度末までに水道施設(管路のみ)平面図のデジタル化率100%。 6

水安全計画策定状況

- 厚生労働省では、水道水の安全性を一層高めるため、水源から給水栓に至る統合的な水質管理を実現する手段として、WHOが提唱する「水安全計画」の策定を推奨
- 平成20年5月に「水安全計画策定ガイドライン」を策定。平成27年6月に「水安全計画作成支援ツール簡易版」を、また令和4年4月に水安全計画作成方法の解説動画をはじめとする各種資料を作成・周知し、計画策定を促進。
- 令和3年3月末時点における策定率は、全事業者で24.8%（上水道事業、又は用水供給事業で42.9%）。



水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）の概要

改正の趣旨

人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤の強化を図るため、所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 関係者の責務の明確化

- ①国、都道府県及び市町村は水道の基盤の強化に関する施策を策定し、推進又は実施するよう努めなければならないこととする。
- ②都道府県は水道事業者等（水道事業者又は水道用水供給事業者をいう。以下同じ。）の間の広域的な連携を推進するよう努めなければならないこととする。
- ③水道事業者等はその事業の基盤の強化に努めなければならないこととする。

2. 広域連携の推進

- ①国は広域連携の推進を含む水道の基盤を強化するための基本方針を定めることとする。
- ②都道府県は基本方針に基づき、関係市町村及び水道事業者等の同意を得て、水道基盤強化計画を定めることができることとする。
- ③都道府県は、広域連携を推進するため、関係市町村及び水道事業者等を構成員とする協議会を設けることができることとする。

3. 適切な資産管理の推進

- ①水道事業者等は、水道施設を良好な状態に保つように、維持及び修繕をしなければならないこととする。
- ②水道事業者等は、水道施設を適切に管理するための水道施設台帳を作成し、保管しなければならないこととする。
- ③水道事業者等は、長期的な観点から、水道施設の計画的な更新に努めなければならないこととする。
- ④水道事業者等は、水道施設の更新に関する費用を含むその事業に係る収支の見通しを作成し、公表するよう努めなければならないこととする。

4. 官民連携の推進

地方公共団体が、水道事業者等としての位置付けを維持しつつ、厚生労働大臣の許可を受けて、水道施設に関する公共施設等運営権※を民間事業者に設定できる仕組みを導入する。

※公共施設等運営権とは、PFIの一類型で、利用料金の徴収を行う公共施設について、施設の所有権を地方公共団体が所有したまま、施設の運営権を民間事業者に設定する方式。

5. 指定給水装置工事事業者制度の改善

資質の保持や実体との乖離の防止を図るため、指定給水装置工事事業者の指定※に更新制（5年）を導入する。

※各水道事業者は給水装置（蛇口やトイレなどの給水用具・給水管）の工事を施行する者を指定でき、条例において、給水装置工事は指定給水装置工事事業者が行う旨を規定。

施行期日

令和元年10月1日（ただし、3. ②の水道施設台帳の作成・保管義務については、令和4年9月30日までは適用しない）

水道の基盤を強化するための基本的な方針について

○基本方針とは・・・

水道法第5条の2第1項に基づき定める水道の基盤を強化するための基本的な方針であり、今度の水道事業及び水道用水供給事業の目指すべき方向性を示すもの（令和元年9月30日厚生労働大臣告示）。

第1 水道の基盤の強化に関する基本的事項

水道事業の現状と課題



水道の基盤強化に向けた基本的考え方

- 
①適切な資産管理
 収支の見通しの作成及び公表を通じ、水道施設の計画的な更新や耐震化等を進める。
- 
②広域連携
 人材の確保や経営面でのスケールメリットを活かした市町村の区域を越えた広域的な水道事業者間の連携を推進する。
- 
③官民連携
 民間事業者の技術力や経営に関する知識を活用できる官民連携を推進する。

関係者の責務及び役割

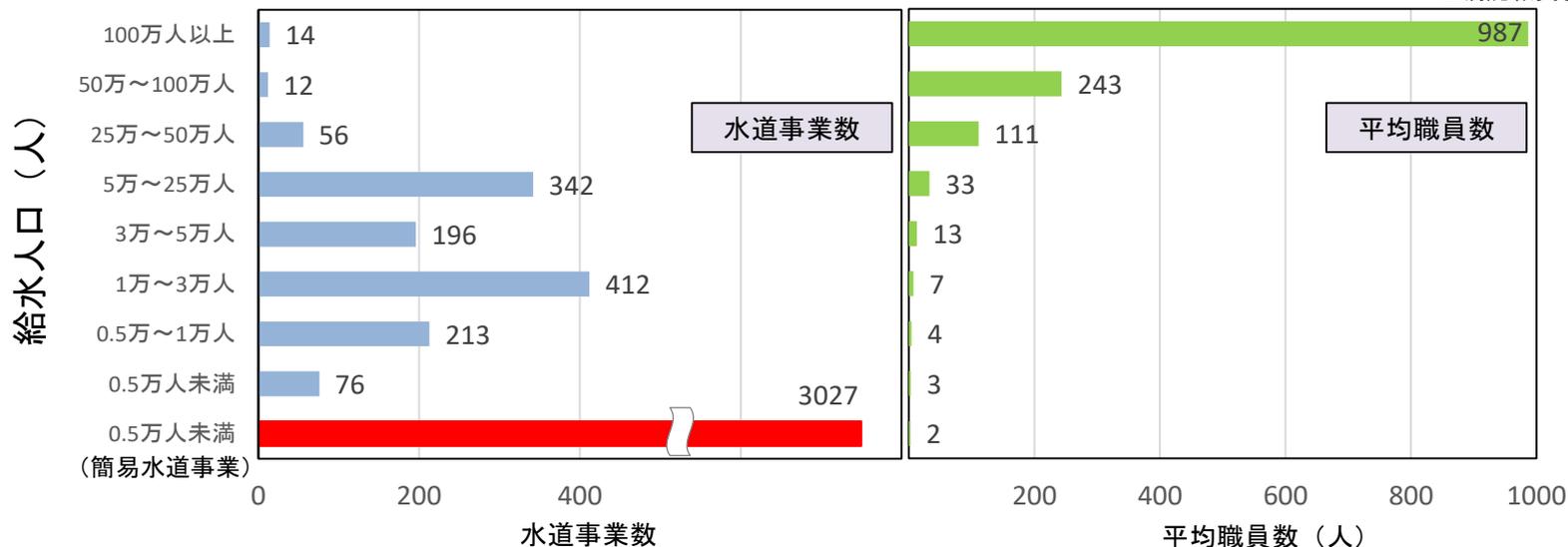
国 ：水道の基盤の強化に関する基本的かつ総合的な施策の策定、推進及び水道事業者等への技術的・財政的な援助、指導・監督を行う。	水道事業者等 ：事業を適正かつ能率的に運営し、その事業の基盤を強化する。将来像を明らかにし、住民等に情報提供する。
都道府県 ：広域連携の推進役として水道事業者間の調整を行う。水道基盤強化計画を策定し、実施する。水道事業者等への指導・監督を行う。	民間事業者 ：必要な技術者・技能者の確保、育成等を含めて水道事業者等と連携し、水道事業等の基盤強化を支援していく。
市町村 ：地域の実情に応じて区域内の水道事業者等の連携等の施策を策定し、実施する。	住民等 ：施設更新等のための財源確保の必要性を理解し、水道は地域における共有財産であり、自らも経営に参画しているとの認識で関わる。

- 第2 水道施設の維持管理及び計画的な更新に関する事項
- 第3 水道事業等の健全な経営の確保に関する事項
- 第4 水道事業等の運営に必要な人材の確保及び育成に関する事項
- 第5 水道事業者等との間の連携等の推進に関する事項
- 第6 その他水道の基盤の強化に関する重要事項

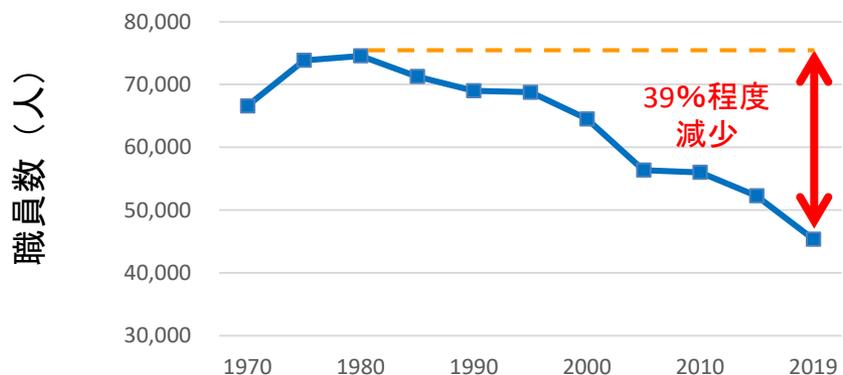
給水人口別の水道事業数及び職員数の状況

給水人口別の水道事業数と平均職員数(令和元年度)

出典: 令和元年度水道統計
令和元年度簡易水道統計
※嘱託職員を除く



水道事業における職員数の推移



出典: 令和元年度水道統計 ※嘱託職員を除く

- 全国に約4,300の水道事業が存在。小規模で職員数が少ない水道事業者が非常に多い。
- 水道事業に携わる職員数は、ピークと比べて39%程度減少している。

表－7 現在給水人口と普及率の推移

(単位：千人)

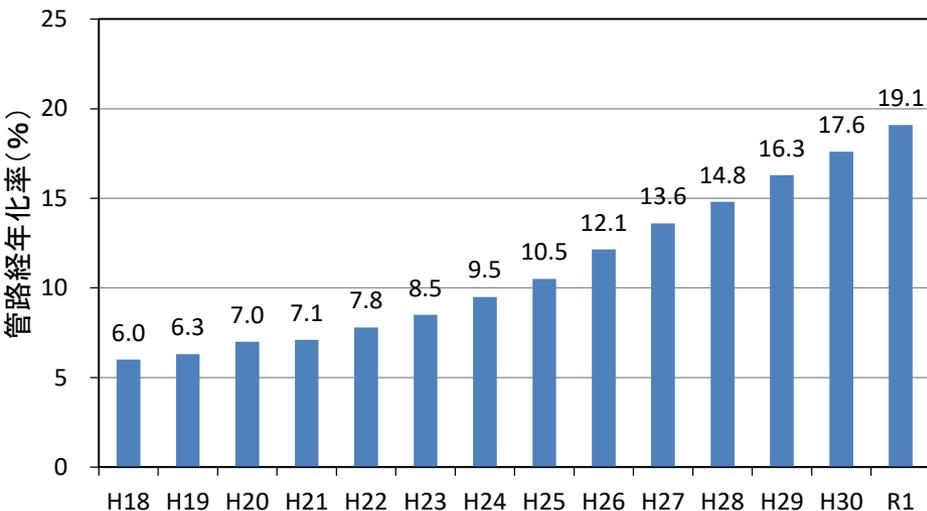
区 分 \ 年 度	昭和55	60	平成2	7	12	17	22	30	令和元
総 人 口	116,860	121,005	123,557	125,424	126,901	127,709	128,000	126,437	126,178
現在給水人口	106,914	112,881	116,962	120,096	122,560	124,122	124,817	123,971	123,773
普 及 率 (%)	91.5	93.3	94.7	95.8	96.6	97.2	97.5	98.0	98.1

出典：令和元年度水道統計

耐用年数を超えた水道管路の割合と更新率

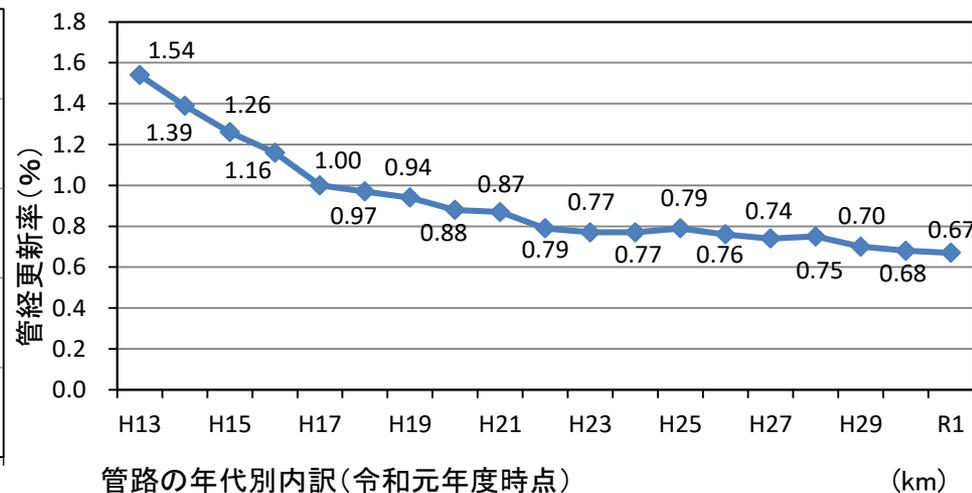
管路経年化率(%)

法定耐用年数を超えた管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



管路更新率(%)

更新された管路延長 ÷ 管路総延長 × 100



管路の年代別内訳(令和元年度時点)

(km)

法定耐用年数(40年)を超えた管路延長	138,983
20年を経過した管路延長(40年超を除く)	325,613
上記以外	262,208
管路延長合計	726,804

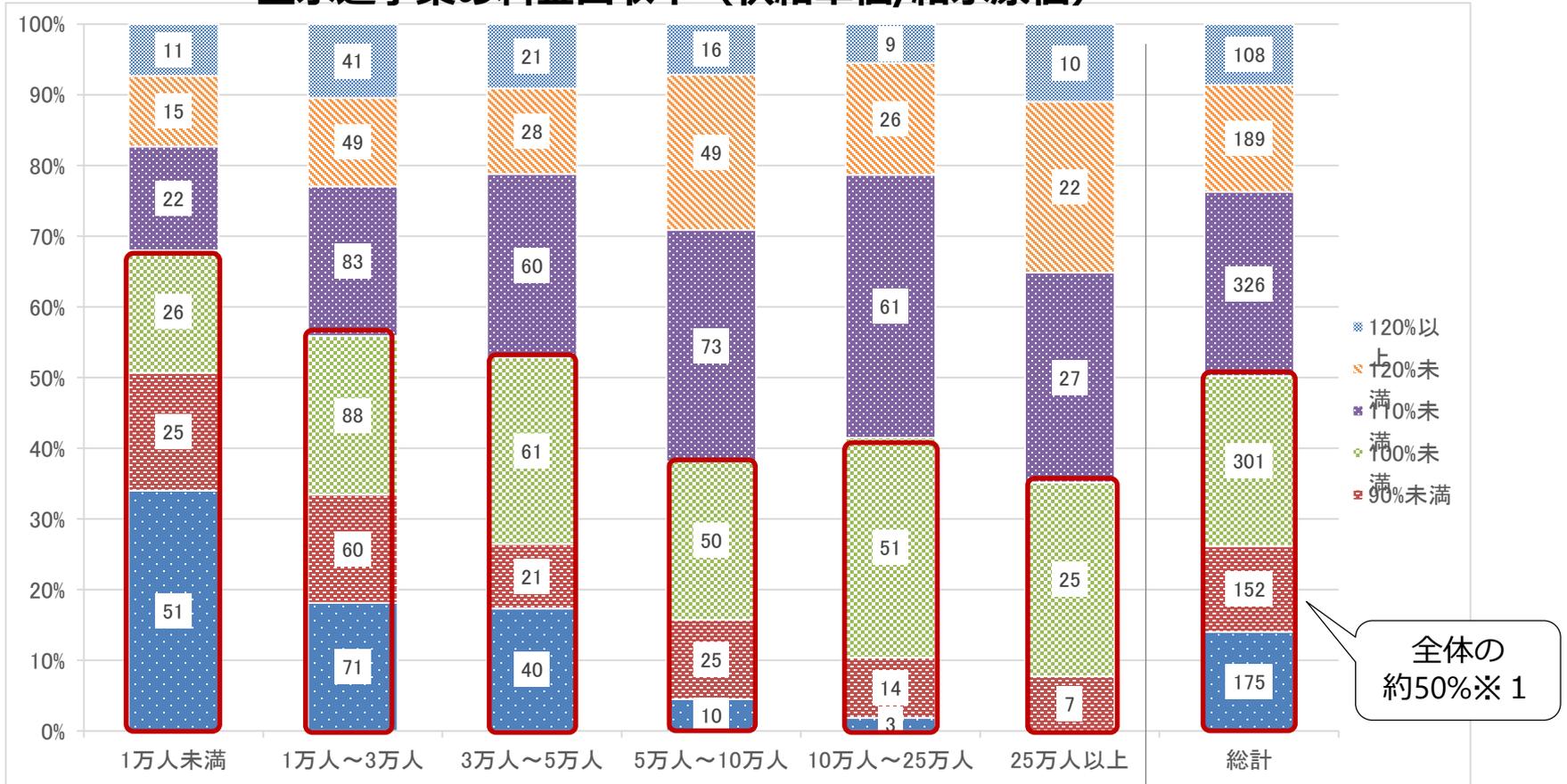
令和元年度	厚生労働大臣認可	都道府県知事認可	全国平均
管路経年化率	20.8%	16.1%	19.1%
管路更新率	0.73%	0.56%	0.67%

(出典)水道統計

水道事業の経営状況

○ 小規模な水道事業者ほど経営基盤が脆弱で、給水原価が供給単価を上回っている(=原価割れしている)。

上水道事業の料金回収率（供給単価/給水原価）



全体の約50%※1

10㎡あたり料金(平均)	1,858円	1,733円	1,593円	1,509円	1,317円	1,211円	総平均 1,589円
--------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	------------

※1 令和2年度は新型コロナウイルス感染症対応の料金減免等の影響があると考えられる（参考：令和元年度約40%）

※2 上記は上水道事業者1,251事業者（簡易水道を含まない）を対象

（「令和2年度 地方公営企業年鑑」より作成）